

飛騨市税固定資産税課税免除の申請に関するチェック表

【新規申請の場合】

- ① 課税免除の適用を受けるには別紙「適用要件等」の条件に該当することが必要です。
 ② 課税免除申請には下表の添付書類が必要です。

課税免除を受ける為に必要な書類		部 数	チェック
1	様式第1号 条例適用申請書及び付表1～5	2	
2	位置図	2	
3	年次別建設計画書（独自様式可）	2	
4	事業所全体の見取り図・工程図 ① 機械装置等の配置図工程図及び事業所平面見取り図（例を参照） ・取得価格判定の基礎となった工場生産設備、課税免除対象となる資産等を工場全体見取り図に明示すること ② 工程表 ・製造業の場合には、工程表（工程内の機械の役割について、それぞれ内容説明を明示すること） ③取得設備の内容説明書（任意様式で可） ※①～③に付す番号は、付表3～5備考欄番号で統一する。	2	
5	工場等建設請負契約書（該当ある場合のみ）	2	
6	土地売買契約書（該当ある場合のみ）	2	
7	税務署に提出した特別償却の明細書（写し） ※特別償却をしない場合は、その理由書（任意の様式）を添付すること	2	
8	償却資産申告書（写し）	2	
9	営業報告書（決算書）	2	
10	会社・製品パンフレット	2	
11	旅館業法に基づく旅館営業許可の写し（該当者のみ）	2	

【継続の場合】

毎年申請が必要です。継続内容に変更がある場合は税務課資産税係までご連絡ください。

課税免除を受ける為に必要な書類		部 数	チェック
1	様式第1号 条例適用申請書及び付表1～5	2	
2	営業報告書（決算書）	2	

固定資産税以外の税制特例措置（法人税：割増償却制度等）を活用される場合は、市が発行する確認書が必要となります。下記申請書を税務課へご提出ください。

飛騨市過疎地域持続的発展計画の産業振興促進事項に適合するか確認書類	
1	産業振興機械等の取得等に係る確認申請書

提出書類についての説明

1 (様式第1号) 条例適用申請書

- ・「取得等に係る生産設備の操業開始の日」については、設備の最終の取得年月日としてください。(例：3月と7月と10月に取得があった場合は10月)
- ・「操業開始の日の属する事業年度又は年」の欄は、原則として年(1月1日～12月31日)で記入してください。

付表1 取得等に係る商工業生産設備の明細書

- ・設備の取得順に付番し、備考欄に記入してください。

付表2 雇用増加の明細書

- ・「事業開始初年度」は、操業開始の日の属する事業年度を記載してください。
- ・事業開始前年度と初年度の雇用人数を記載してください。

付表3 土地明細書

- ・申請対象となる取得設備等が建つ敷地を取得した場合は記載してください。
- ・取得順に付番し、備考欄に記入してください。

付表4 家屋明細書

- ・申請対象となる家屋を取得した場合は記載してください。
- ・取得順に付番し、備考欄に記入してください。
- ・「種別」欄には、家屋の用途を記入してください。(例：事務所、工場など)

付表5 償却資産明細書

- ・申請対象となる償却資産を取得した場合は記入してください。
- ・取得順に付番し、備考欄に記入してください。

2 事業所の位置図

- ・住宅地図やWEB上の地図サービスを用いて、事業所の位置図を作成してください。

3 年次建設計画及び事業の概要

- ・事業年度ごとに設備等の取得計画・実績、生産量・従業員増数を記入します。
- ・当該年度を中心に、前1年から4年分記入してください。
- ・事業計画書など、当該事業所の年次別建設計画及びその実績の概要を明らかにする書類があれば、そちらを代わりに提出しても構いません。

4 事業所全体の見取図・工程図

- ・敷地及び建物、設備の配置状態がわかる図面を作成してください。
- ・課税免除を申請する取得設備の位置が分かるよう、図面上に番号を記載してください。
番号は付表3～5の備考欄と対応するように記載してください。
- ・取得設備について、「どの工程で何をするために使うものなのか」「導入により、どの程度生産性向上に資するのか」を簡潔に記載した説明書を作成してください。

5 工場等建設請負契約書の写し

- ・課税免除を申請する家屋を新規取得した場合は、その建設契約書の写しを添付してください。

6 土地売買契約書の写し

- ・課税免除を申請する土地を新規取得した場合は、その売買契約書や登記簿謄本の写しを添付してください。

7 税務署に提出した特別償却の明細書（写し）

- ・租税特別措置法第 12 条第 4 項の特別償却を行っていない場合は、その理由書を作成してください。

8 償却資産申告書（写し）

- ・当年度の償却資産申告書（毎年市へ提出するもの）の写しを添付してください。

9 営業報告書（決算書）

- ・直近事業年度分の営業報告書、貸借対照表及び損益計算書の写しを添付してください。

10 会社及び製品のパンフレット

- ・事業内容がわかる書類を添付してください。HP 等の写しでも構いません。

11 旅館業法に基づく旅館営業許可の写し（該当者のみ）

- ・旅館業で課税免除を申請する事業者は、旅館営業許可証の写しを添付してください。

12 産業振興機械等の取得等に係る確認申請書

- ・市税（固定資産税）以外の税制特例措置（法人税：割増償却制度等）を活用される場合は、市が発行する確認書が必要になります。申請書を企画部総合政策課政策企画係へご提出ください。